事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害等リスク

1)地域の概要・立地

当市は、山形県のほぼ中央に位置し、東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれ、中央を最上川が蛇行しながら南北に貫流しており、流域には肥沃な土地が開けている。

また、市の東部を国道13号、西部を国道3 47号が縦貫し、山形新幹線村山駅などのほか山 形空港が近く、東北中央自動車道の村山インターチェンジのほか、2つのインターチェンジを有し、 山形市、仙台市など交通の利便性が向上している。

当市は、東の甑岳(1,016m)を源とする 大沢川、大旦川、沢の目川、西の葉山(1,46 2m)を源とする千座川、田村川、樽石川、富並 川が市の中央を貫流する最上川に注いでいる。



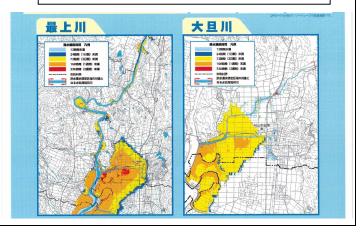
地質は、最上川流域の平野部は比較的新しい第四紀現世の沖積層であり、東部は新第三紀中新世の古口層及び金山層で、西部は新第三紀中新世の古口層及び三盛層である。中心市街地楯岡地域一帯は沖積層となっており、軟弱な地層で基盤層までが深い。 気候は典型的な内陸型で夏冬の温度差は大きい。

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し、裏日本気候域雪国気候区に分類されるが、このなかで本市は、内陸型気候にその特徴を示し、夏と冬、昼と夜の気温較差がかなり大きい。降水量は、年平均1,250.1mm(平成14年~令和2年)と比較的少なく、降雪量も村山盆地では少ない方であるが、降雪状況は山間地と平地で著しく異なる。風向きは、地形的な影響から、年間を通じて北西又は北東の風が多い。

2) 想定される地域の災害等リスク 【洪水:洪水ハザードマップ】

当市のハザードマップによると、 当会が立地する市街地地域において、3 mを超える浸水が予想されているほか、市街地の楯岡地区のほぼ全域が0.5 m以上の浸水が予想されている。また、事業所が比較的集約されている大久保地区や西郷地区において、5 mを超える浸水被害が予想されている。特に令和2年7月には、日本海から東北地方に停滞

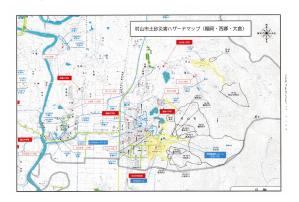




する梅雨前線と湿った空気の影響で、28日は前線上に発生した低気圧の影響で記録的な大雨となった。28日は、1日の降水量が通年1位の記録(2011.9.30:86.5mm)を更新して137.0 mmを記録、当市の降り始めからの総降水量は、173.5 mmとなり、例年7月の雨量が2日間で降った。このため、最上川堤防からの越水、大旦川の内水氾濫などが発生した。また、令和6年9月には、1日に100mmを超える大雨が降り、9月の降水量として観測史上1位を記録、当市の降り始めからの総降水量は、令和2年7月の降水量を上回る214mmとなった。近年、災害級の大雨により、土砂崩れ、冠水、法面崩壊、路肩欠壊、河川氾濫などその他、農林業及び農林業施設、河川、上下水道など村山市内に甚大な被害が発生した。

【土砂災害:ハザードマップ】

当市のハザードマップによると、市内各地区の山間部の急傾斜地において、地滑りや土石流等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアになっているが、事業者は点在している。





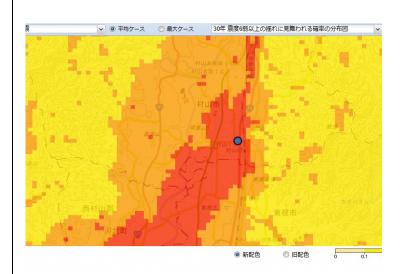
【地震: J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%~26%の確率で発生すると推定されている。

なお、山形盆地断層帯は、山形県北村山郡大石田町から村山市、西村山郡河北町、 寒河江市、東村山郡中山町、同郡山辺町、山形市を経て、上山市に至る断層帯である。

全体の長さは約60kmで、概ね南北方向に延びており、山形盆地断層帯は断層の 西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。本断層帯は複数の断層から構成 されており、断層帯の北端付近ではこれらは並走して分布することがある。山形盆地 断層帯は、過去の活動時期の違いから、北村山郡大石田町から寒河江市に至る山形盆 地断層帯北部と、寒河江市から上山市に至る山形盆地断層帯南部に区分される。

山形盆地断層帯北部では、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に2-3m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯北部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。



政府地震調査研究推進本部資料より

(2) 商工業者の状況(令和3年経済センサス)

■商工業者数

1, 025人

■小規模事業者数

854人

業種	商工業者数	小規模 事業者数	構成比割合 (小規模)	備考(立地状況等)
農林漁業	1 6	1 5	1.8%	市内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取 業	О	О	О	-
建設業	175	165	19.3%	市内に広く分散している
製造業	162	1 2 3	14.4%	市内に広く分散している (金谷工業団地にも集積)
電気・ガス・熱供給・水 道業	3	2	0.2%	楯岡地区に多い
情報通信業	3	3	0.4%	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	1 6	1 3	1. 5%	楯岡地区に多い
卸売業、小売業	263	191	22.4%	楯岡地区に多い
金融業、保険業	1 2	1 0	1. 2%	楯岡地区に多い
不動産業、物品賃借業	2 9	2 9	3.4%	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	3 3	3 1	3.6%	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	1 1 1	8 5	10.0%	楯岡地区に多い

生活関連サービス業、娯 楽業	1 2 8	1 2 4	14.5%	市内に広く分散している
教育、学習支援業	1 0	9	1.0%	楯岡地区に多い
医療、福祉	1 2	1 1	1.3%	楯岡地区に多い
複合サービス業	1 2	9	1.0%	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	4 0	3 4	4. 0%	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

村山市地域防災計画は、昭和38年に策定され、市、関係機関、住民等がその機能を発揮し、相互に有機的な関連を実施することにより、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。自助・共助・公助の連携を図り、地域防災力の向上を目指すとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせて災害に備えている。

一方、平成25年12月に国土強靭化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、令和3年3月に「村山市国土強靭化地域計画」を策定した。これは、災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取組むべき施策を進めるために策定している。

「地域防災計画」では災害ごとの実施すべき事項を定めているが、「国土強靭化地域計画」はリスクごとの対応をまとめるものではなく、どんな災害が発生しようとも、強靱な行政機能や地域社会を「事前」に作り上げ、かつ、平時から持続的に展開していこうとする指針である。

当市では、地域防災計画の策定以外にも、以下のような取組を行い、地域防災力の向上を図っている。

【当市のこれまでの取組】

- ①防災訓練の実施
- ②防災・感染症等対策備品の備蓄
- ③村山市防災マップ(ハザードマップ)の作成
- ④災害時避難所運営マニュアルの作成
- ⑤自主防災組織活動マニュアルの作成
- ⑥防災行政無線の設置
- (7)ホームページを利用しての災害情報や防災情報等の発信
- ⑧民間事業者や自治体との災害時相互応援協定の締結
- ⑨村山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成26年3月に「村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。今回の新型コロナウイルス感染症については、この計画に沿った対策を実施している。また、終息後には、最新の知見を取り入れ見直しを行うなど、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済への影響が最小限になるよう適宜見直し、変更を

行う。

2) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣(ミラサポ無料派遣)」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布・周知を行ったのをはじめ、当会ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

また、当会事務所内に、「村山市防災マップ」を備え置き、来会事業者等に広く啓発を行っている。

②事業者BCP策定セミナーの開催

過去には小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施した実績があるが、ここ5年間は主催したセミナーがなく、関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、山形県商工会連合会、 山形県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

④防災備蓄品

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、反射式ストーブ、ござ、石油、コンロ、工具類、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑤村山市が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、製造業者、建設業者、運輸業者、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

4) 応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、連携・協力体制が具体化されていない。

5) 新型感染症対策の行動計画の周知が不十分である

「村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」のなかには、地域や職場における予防対策や協力要請等について記載されているが、十分に認知している事業者は少ない。行動計画を適切に実施することが、予防は勿論、新型感染症等が発生した場合の拡大防止に繋がると考える。地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

「村山市地域防災計画」並びに「村山市国土強靭化地域計画」に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の、いち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害や感染症が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等 との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化す る。

2) 職員の策定支援スキルの向上

災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して職員の支援スキルを向上させるとともに、支援マニュアルを策定する。

3)被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度
ハザードマップを用いた災害リ スクの周知	口	1	1	1	1	1

リスクチェックシートによる共 済・保険の加入、確認等	件	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
会報・ホームページ等による各 種支援制度の情報発信	回	1	1	1	1	1
事業継続力普及啓発セミナーの 実施	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画フォローアップの実施	口	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
行政との連絡ルートの確認、訓練	口	1	1	1	1	1

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日~令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当市の地域防災計画及び国土強靭化地域計画、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかかつ混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、 年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う こととする。

①広報等による啓発活動

当市のハザードマップを事務所内に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

②ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問時し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・ 噴火等に伴う建物 ・什器の損害補償○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主、従業員の休業所得補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主、家族、従業員の病気(ガン)やケガ等への補償 ○廃業・退職業の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任のリスク	○製造責任者(PL)、情報漏洩等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償





④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP (簡易的なものを含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先 として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○B C P 策定支援研修 (職員)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー (小規模事業者)

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援(小規模事業者)

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援や、セミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

⑤ 感染症対策支援

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITや テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和7年度に「災害等発生時における職員の対応方針」を作成し、今後毎年見直しを行う。また、新たに「村山市商工会事業継続計画」を令和8年度中に作成する予定である。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会 社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスター の掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また(仮称)村山市事業継続力強化支援協議会(構成員:当市、当会)を開催し、 状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は、村山市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①応急対策の定義

応急対策とは、「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に 実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことを いい、なかでも、本計画の中で当市と当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

【連携して実施する応急対策 (非常時優先業務)】

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2)被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当市と当会の一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを整備する。

②役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市と当会それぞれの「災害等発生時における職員の対応方針」に従い安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大

まかな被害状況、(3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目安時間】

_			-			
	団体名	安否確認の対象と目標時間				
	村山市商工観光課	職員	職員 発災後3時間以内に緊急連絡網(Eメール)にて確認			
		職員	発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認			
	村山市商工会	三役	3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認			
		役員	1日以内に携帯電話にて確認			
	竹山川间上云	会員	2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認			
			※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデ			
			ータベース化する。			

【商工会災害システムの入力状況】

[H-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z-Z						
項目		内容				
企業名・事業所名	被害を受け	被害を受けた企業・事業所の名称				
地域名	被害を受け	た企業・事業所の地域				
	経営者	軽傷、重傷、行方不明、死亡				
人的被害状況	家族	軽傷、重傷、行方不明、死亡				
	従業員	軽傷、重傷、行方不明、死亡				
	店舗工場	全壊、半壊、一部破損、床上浸水等				
	社長自宅	全壊、半壊、一部破損、床上浸水等				
 物的被害状況	商品	被害あり、被害なし				
初的极音状况	機械設備	被害あり、被害なし				
	器具備品	被害あり、被害なし				
	車両	被害あり、被害なし				
被害額(円)						
写真	被害を受けた状況					
備考	企業の業種	は、必要な物資、要望事項等				

[※]システム入力については、あらかじめ担当者を指定しているが、出勤不能状況 を鑑み入力手順及びパスワード等は全職員で共有する。

③安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当市当会で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する こととし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話 または個人の携帯電話とする。また、県へ報告は、当市から当会分も含めて行う。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結身	報告する団体等	
四种石	第1順位	第2順位	
村山市商工観光課	課長	課長補佐	山形県商業振興・経営支援課
村山市商工会	事務局長	総務課長	村山市商工観光課

④職員の参集(出勤)範囲

災害等における当市、当会の参集(出勤)範囲は、以下のとおりとする。

代音寺におりるヨ中、ヨ云の参集(山朝)							
災害等のランク	災害等の内容	参集(出勤)者					
	<事務局機能が不能になると想定される>						
	1. 震度 6 弱以上の 地震が発生、または発生する						
	恐れがあるとき						
	2. 大規模火災が発生したとき	【村山市商工観光課】					
	3. 台風を原因とする災害が発生、または発生す	課長他全職員					
	る恐れがあるとき						
A	4. 大雨による災害が発生、または発生する恐れ	【村山市商工会】					
	があるとき	事務局長、総務課長(状					
	5. その他、甚大な被害が発生、または発生する	況に応じて他の職員の参					
	恐れがあるとき	集の命令を下す)					
	6. インフルエンザ等の新型感染症が発生、また						
	は発生する恐れがある(非常事態宣言が発令						
	された)とき						
	<事務局機能の大幅低下が想定される>						
	1. 震度 5 弱の地震が発生したとき	【村山市商工観光課】					
	2. 洪水・噴火・火災が発生、または発生する恐	課長、課長補佐、主査、					
	れがあるとき	係長、主任					
В	3. その他、域内に被害が発生、または発生する						
	恐れがあるとき	【村山市商工会】					
	4. 気象庁から各種警報は発令された時	事務局長、総務課長(状					
	5. 県内他地域において、インフルエンザ等の新	況に応じて他の職員の参					
	型感染症が発生、または発生する恐れがある	集の命令を下す)					
	2 to 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	<事務局機能の軽微な低下が想定される>	 【村山市商工観光課】					
	1. 震度4の地震が発生したとき	課長、課長補佐、主査					
	2. 地震に伴う被害等が発生する恐れがあるとき						
С	3. 気象庁から注意報が発令されたとき	【村山市商工会】					
	4. 商工会の近隣において停電、火災が発生した	事務局長(状況に応じて					
	とき	他の職員の参集の命令を					
	5. 県外において、インフルエンザ等の新型感染	下す)					
	症が発生、または発生する恐れがあるとき						

⑤感染症に係る対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の 手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当市(商工観光課長)と当会(事務局長)との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。 但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対応の内容】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
	1. 地区内の 10 %程度の事業所で「屋	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れ	
	る 」等の被害が発生している。	①応急相談窓口の設置、相
	2. 地区内の 1%程度の事業所で「床上	談業務
大規模な被害がある	浸水」「建物の全壊・半壊」等、大き	②被害調査、経営課題の把
	な被害が発生している。	握
	3.被害が見込まれる地域に おいて連	③支援施策の立案、実行
	絡が取れない。若しくは、交通網が	
	遮断されており、確認ができない。	
	1. 地区内の 1%程度の事業所で「屋根	
	や看板が飛ぶ」「窓ガ ラスが割れる」	①応急相談 窓口の設置、
被害がある	等の被害が発生している。	相談業務
IX = 17 07 0	2. 地区内の 0.1 %程度の事業所で「床	②被害調査、経営課題の把
	上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大	握
	きな被害が発生している。	
ほぼ被害がない	1.目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【被害情報等共有間隔】

期間	情報共有の間隔
発災~1週間以内	1日に3回(9時、12時、16時)共有する
2週間以内	1日に2回(11時、16時)共有する
1ヶ月以内	1日に1回 (16 時) 共有する
1ヶ月超	新たに被害 情報 を把握した際に共有する

【感染症に係る対策】

当市で取りまとめた「村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

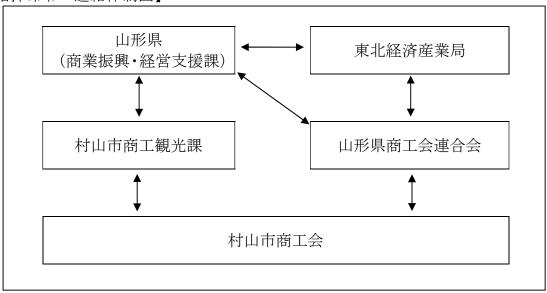
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 2) 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当市が共有した情報を、山形県の指定する方法にて当会又は当市より山 形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山形県の指定する方法にて当会又は当市より山形県へ報告する。

①指示命令系統•連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を 円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

【指揮命令・連絡体制図】



②二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、村山市事業継続力強化支援協議会が村山市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し当会に指示等を行う。

③被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当会の情報共有を迅速かつ的確に行うものとする。

④被害額の算定の対象

村山市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、村山市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産(商品・製品、仕掛品、 原材料)、有形償却資産(構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び 備品、機械及 び装置)の被害とする。

⑤被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な費用(直接被害)を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

【算定すべき被害額と算定基準(直接被害)】

				村山市災害対
分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	が四川火告が 策本部報告の 該当
	全壊	基本的機能を喪失 したもの。延べ床面 積の 70 %以上の損 壊等	事業の復旧に必要 な撤去費(解体・ 運搬・処分費)と 再調達価格を求め る	0
	半壊	基本的機能の一部 を喪失したもの。補 修が可能なもの		0
非住宅の被害	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度 は除く	事業の復旧に必要 な修繕費を求め る。 事業の復旧に直接 関係しない経費は 除く	0
	床上浸水	土砂等の堆積等で 一時的に使用不可 の浸水		0
	床下浸水	床上に至らない程 度に浸水したもの		
	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄 せざるを得ないも の	仕入原価 ・製造原 価を求める	0
商工被害	構築物 車両・運搬具 工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せ ざるを得ないもの	事業の復旧に必要 な撤去費(解体・ 運搬・処分費)と 再調達価格または 修繕費を求める	0

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合:(見)、取得価格の場合:(取)、概算の場合:(概)と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備(電気、給排水、衛生、空調等の各設備)は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備(建物と分離された看板塔等を含む)は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

⑥山形県等への報告方法

当市、当会で共有した情報については、山形県の指定する方法により当市から山形県へ報告するものとする。また、当会は山形県商工会連合会へ報告するものとする(感染症に係る情報についても同様)。

く4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援>

1)特別相談窓口の開設

当会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。 【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ~2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLIN E、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業 者を中心として携帯電話 等による聞き取り
2	安全確認後 ~7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞き 取り
3	発災3日後 ~14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き 等) 間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相談 による聞き取り

3)被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策 (国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地域内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地域内小規模事業者に対する復興支援>

- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し 支援を行う。
- 2)被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

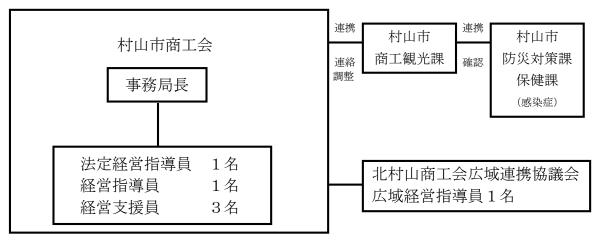
※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



【共同で事業を実施するための体制】

(仮称) 村山市事業継続力強化支援協議会 (事業の企画立案・評価・見直し機関)

【構成員】村山市:商工観光課長

村山市商工会:会長、事務局長、法定経営指導員1名

【外部有識者】※必要に応じて招聘する(中小企業診断士、損保会社等)

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
 - ■氏 名:鈴木 雅仁
 - ■連絡先:村山市商工会 TEL:0237-55-4311
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、 事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)村山市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等 を協議する。

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

村山市商工会

₹995-0035

山形県村山市中央1-3-5

TEL:0237-55-4311 FAX:0237-55-4312

E-mail:murayama@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

村山市商工観光課

〒995-8666

山形県村山市中央1-3-6

TEL:0237-55-2111 FAX:0237-53-5950 E-mail:syokokanko@city.murayama.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. B C P 策定支 援研修開催費	50	50	50	50	50
2. B C P 策定セ ミナー開催費	100	100	100	100	100
3. 個社支援・専 門家派遣費	150	150	150	150	150
4. パンフ・チラ シ作製費	50	50	50	50	50
5. 協議会運営費	20	20	20	20	20
6. 防災・感染症 対策費	130	130	130	130	130

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業受託費、受益者負担金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	(本株) マウセンフ 古米 シムウ	
	連携して実施する事業の内容	
2		
3		
•		
-	油堆して車業を宝塩する老の 処割	
	連携して事業を実施する者の役割	
3		
•		
	連携体制図等	
1	XE1/4年前日	
2		
3		